

令和6年度 東京都私立高等学校等奨学給付金 家計急変対応のお知らせ

急変対象期間：1/1～6/30

都内に住所を有している方で、令和6年1月1日以降に家計が急変し、年収見込みが住民税非課税相当になった世帯を対象として、授業料以外の教育費（教材費、学用品費等）の負担を軽減します。詳細な内容は、下記の各項目及び2ページ目以降の内容を必ずご確認ください。

※「生活保護受給世帯」又は令和6年度の住民税が「非課税・均等割のみの世帯（所得割額の合計が0円の世帯）」で、かつ、通常申請期間（令和6年6月20日～7月31日）に申請を行わなかった方は、今回の家計急変世帯対象の奨学給付金ではなく、令和7年1月初旬に実施する特別申請期間にご申請ください（12月上旬頃に財団ホームページに詳細掲載予定です）。

◆ 対象となる申請者（保護者）

※必ず、2ページ「1 対象となる方」(1) および(2) の記載を確認してください。

- 令和6年7月1日現在、東京都内に住所を有している
- 令和6年7月1日現在、私立高等学校等の対象課程に在籍する生徒の保護者等である
- 令和6年1月1日から6月30日までの間に家計が急変し、かつ、急変後の収入見込額が基準となる金額を下回っている

◆ 申請期間

令和6年8月16日（金）～9月16日（月） ※9月16日（月）消印有効

※12月下旬に結果通知、振込予定

※在学する学校に在籍状況等の確認を行います。

◆ 提出が必要な書類（→4ページ『3 申請に必要な書類一覧』参照）

- ① 令和6年度私立高等学校等 奨学給付金（家計急変） 受給申請書^②
- ② 家計急変の状況確認書
- ③ 住民票（コピー可）
- ④ 家計急変の事由発生を証明する書類
- ⑤ 家計急変「前」の収入等を証明する書類（コピー可）
 - 令和6年度住民税課税証明書

【注意点】
・扶養人数（内訳）の記載があるもの、申請日前3ヶ月以内発行のものとしてください。
・申請者及びその配偶者のものを用意ください。
・「源泉徴収票」「特別徴収税額決定通知書」「納税通知書」では受付できません。

⑥ 家計急変「後」の収入等を証明する書類（コピー可）

- (a)給与収入がある場合 ... 給与明細書 等
- (b)自営業の場合 ... 税理士作成の申告書 等
- 上記(a)(b)に該当しない方 ... 「家計急変の発生に関する申立書」

1 対象となる方

1. 家計急変対応について

私立高等学校等に在学している生徒の保護者等の皆様には、学費負担を軽減することを目的として、返還が不要な助成金制度があります。このお知らせでご案内するのは、「奨学給付金（授業料以外の教育費（学用品費、教材費等）の負担を軽減する制度）」のうち、令和6年1月1日から6月30日までの間に家計急変が生じた世帯を対象とした助成です。

なお、住民税の減額変更等により、通常申請期間（令和6年6月20日～7月31日）後に「生活保護受給世帯」又は令和6年度の住民税が「非課税・均等割のみの世帯（所得割額の合計が0円の世帯）」となった方につきましては、今回の申請ではなく、令和7年1月初旬頃に実施の特別申請期間にご申請ください。

2. 対象となる申請者（保護者等）の要件

対象となる方は、生徒の保護者等で、かつ、下記の（1）～（3）のすべてに該当する方です。

（1）在住要件

保護者等（申請者）が、令和6年7月1日現在、東京都内に住所を有している。

（2）在学要件

令和6年7月1日現在※1で、次のいずれかの私立学校及び課程に在学している生徒※2の保護者等である。

- ① 私立高等学校（全日制課程、定時制課程、通信制課程）
 - ② 私立中等教育学校後期課程
 - ③ 私立高等専門学校（1～3年）
 - ④ 私立専修学校高等課程
 - ⑤ 私立専修学校の一般課程（国家資格者養成施設の指定を受けている学校）
 - ⑥ 私立各種学校（外国人学校のうち、高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定める学校、国家資格者養成施設の指定を受けている学校）
 - ⑦ 私立高等学校等専攻科（私立高等学校専攻科及び私立中等教育学校（後期課程）専攻科）のうち、以下のいずれかの要件を満たすもの。
 - ・大学への編入学基準を満たす課程を有するもの
 - ・国家資格者養成課程を有するもの
- ※ただし、特別支援学校の専攻科の生徒を除く。

※1 令和6年7月2日以降に入学した場合は、申請日現在です。

※2 ①～⑦について、就学支援金又は学び直し支援金の受給資格がある方が対象です。

（3）所得基準

令和6年1月1日から6月30日まで（※1）に家計が急変し、保護者（親権者）等全員の家計急変発生後1年間の収入見込額（※2）が次表に記載の基準額（住民税非課税世帯相当）以下に該当している。

※1 令和6年7月1日以降に家計が急変した世帯については、令和7年1月初旬に別途、申請を受け付ける予定です（12月上旬に詳細案内予定）。

※2 収入見込額には退職金、失業手当、傷病手当、通勤手当、遺族年金のほか、課税対象とならない給付金等（例：特別定額給付金）は含めません。一方、持続化給付金、感染拡大防止協力金、雇用調整助成金、家賃支援給付金、有給手当、休業手当は課税対象となるため収入に含まれます。

(基準額)

世帯人数(※3)	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年収見込 (保護者1人に収入がある場合)	2,043,000円	2,215,000円	2,715,000円	3,215,000円	3,700,000円
年収見込 (保護者2人に収入がある場合)	-	3,215,000円	3,715,000円	4,215,000円	4,700,000円

※3 世帯人数とは、「申請者とその税法上扶養する人数」と「配偶者とその税法上扶養する人数」の合計人数（住民税課税・非課税証明書に記載された扶養人数）を指します。また、世帯人数が7人以上の場合は、437,500円ずつ基準額を増額します。本人申請のように世帯人数が1人の場合は、基準額は100万円となります。

収入見込額の算出方法

☆家計急変の状況確認書（①受給申請書 別紙1）によりご申告いただく収入（家計急変のあった月分から申請する月の前月分まで）に基づいて、平均収入（月額）を算定します。この平均収入（月額）×12カ月により求められる年収見込額が、上記の基準額以下かどうかに基づき審査します。

2 生徒一人当たりの給付額（年額）

区分	給付額（年額）
全日制・定時制	142,600円 又は 152,000円（※）
通信制・専攻科	52,100円

※世帯の構成員の状況により、給付額が異なります。下記のフローにてご確認ください。

※7月以降に家計が急変した方については、上記の額と給付額が異なります。

令和6年7月1日現在、通信制課程の高等学校等^(注1)に在籍する兄弟姉妹はいますか？

はい

給付額は
152,000円

（※通信制・専攻科は52,100円）

いいえ

令和6年7月1日現在、保護者等は高校生等^(注2)以外の15歳以上
23歳未満^(注3)（中学生を除く）の兄弟姉妹を扶養していますか？

はい

給付額は
152,000円

（※通信制・専攻科は52,100円）

いいえ

令和6年7月1日現在、複数の高校生等^(注2)がいますか？

はい

生徒は世帯の高校生等^(注2)
のなかで最年長ですか？

はい

給付額は
142,600円

（※通信制・専攻科は52,100円）

いいえ

給付額は
142,600円

（※通信制・専攻科は52,100円）

(注1) 兄弟姉妹が在籍する「通信制課程の高等学校等」は、国公私立のすべてを含む奨学給付金の対象校のうち、通信課程の学校又は高等学校等専攻科を指します。

(注2) 「高校生等」とは、国公私立のすべてを含む奨学給付金制度の対象者を指します。

(注3) 令和6年7月1日時点の年齢です。令和6年度は平成13年7月3日から平成21年4月1日までの間に生まれた方が該当します。

3 申請に必要な書類一覧

必 要 な 書 類		発行機関等
①令和6年度私立高等学校等 奨学給付金（家計急変）受給申請書④		申請者が記入
②家計急変の状況確認書 別紙「家計急変の状況確認書」(※) ※下記④から⑥の書類の内容と矛盾していないことをご確認ください。		
③住民票（コピー可） ・世帯全員の記載があるもの ・続柄の記載があるもの ・申請日前3ヵ月以内の発行のもの <u>※マイナンバー（個人番号）の記載が「ない」もの</u>		
④家計急変の事由発生を証明する書類（コピー可） ※給与の減少のみの場合等で、該当の書類が無い場合には、この表⑥の書類をもって代えることができます。	<p>給与所得者（会社員等） [例] 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書等</p> <p>給与所得者以外（自営業等） [例] 廃業届、破産宣告通知書、休業等の状況が分かる書類（※）等 ※休業を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、ダイレクトメール等</p>	区市町村役所（場）
⑤家計急変「前」の収入等を証明する書類（コピー可） <u>※保護者等全員分の書類をご提出ください。</u>	令和6年度住民税課税証明書（コピー可） <ul style="list-style-type: none"> 扶養人数（内訳）の記載があるもの 申請日前3ヵ月以内の発行のもの 申請者及び配偶者のもの 給付額（年額）が全日制等に該当する生徒で、生徒及び15歳以上23歳未満（中学生を除く）の兄弟姉妹の扶養人数の記載がない場合は、生徒及び当該兄弟姉妹の「健康保険証」のコピーも提出してください。マイナ保険証等で扶養の記載がない場合は、「5問合せ先」にご相談ください。 <p>※「源泉徴収票」「特別徴収税額決定通知書」「納税通知書」では受付できません。</p> <p>※令和6年1月1日以降に扶養の変更があり、扶養人数が記載されていない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」の写しを添付してください。</p>	
⑥家計急変「後」の収入等を証明する書類（コピー可） <u>※保護者等全員分の書類をご提出ください。</u>	<p>給与所得者（会社員等） 給与明細書 等</p> <p>給与所得者以外（自営業等） 税理士作成の申告書 等</p> <p>上記に該当しない方 「家計急変の発生に関する申立書」（※） ※1世帯につき1枚ご提出ください。</p>	勤務先等

4 Q&A ~よくあるご質問~

1. 申請について

Q1. この制度は「就学支援金」や学校の授業料減免制度と併用できますか。

A. 併用できます。「東京都育英資金」や、他の奨学金等の貸付けを受けていても対象となります。

Q2. 保護者（申請者）は都内に居住しており、生徒が都外（寮）に居住しています。申請できますか。

A. 申請できます。

Q3. 生徒が高等学校を卒業後、専修学校高等課程に入学しました。申請できますか。

A. 高等学校を卒業されている方は、申請できません。「奨学給付金」は、就学支援金の対象校を卒業しているなど、就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格がない場合は対象外です（※専攻科の場合を除く）。

Q4. 6月に退学しましたが申請できますか。

A. 申請できません。申請年度の7月1日現在で在学している必要があります。

Q5. 7月2日以降に入学しましたが、申請できますか。

A. 申請日現在で在学していれば申請できます。

Q6. 7月2日以降に都外に転居しておりますが、申請できますか。

A. 申請年度の7月1日時点で都内に居住していれば、申請できます。

Q7. 東京都の「私立学校被災生徒等臨時支援金」の支給を受けています。「奨学給付金」と併用できますか。

A. 東日本大震災又は大規模災害により被災し、都内の私立学校に転入学された方に対する「私立学校被災生徒等臨時支援金」とは併用できません。

Q8. 生徒2名分以上の申請をする場合、添付する書類はそれぞれ2部必要ですか。

A. 必要です。生徒ごとに、それぞれ申請書と添付書類をご提出ください。なお、申請書に添付する書類は、コピーでも構いません。

2. 申請者について

Q9. 保護者がいません（成人している場合等）。本人が申請できますか。

A. 生徒が、他の人（配偶者等）の収入により生計を維持している場合はその人（配偶者等）が申請してください。生徒本人のみで本人の生計を維持していることが確認できるなど、一定の条件に該当する場合は、生徒本人が申請者となることができます。詳しくは、下記「5 問合せ先」へご相談ください。

Q10. 「課税証明書」に生徒の扶養が載っていませんが、提出できますか。

A. 課税証明書の他に世帯の扶養人数の確認のため、世帯全員の健康保険証コピーをご提出ください。マイナ保険証等で扶養の記載がない場合は、下記「問合せ先」へご相談ください。

Q11. 親権を行う児童福祉施設の長です。申請できますか。

A. 申請できますが、生徒に対して見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外です。

3. 7月1日以降に家計が急変した場合について

Q12. 7月1日以降に家計が急変したのですが、申請することはできますか。

A. 令和7年1月に別途申請を受け付ける予定です。日程などの詳細については、12月上旬頃に財団のホームページをご覧いただくな、下記「5 問合せ先」へお問い合わせください。

4. 振込先口座について

Q13. 振込先口座は配偶者や生徒の名義の口座でも振り込まれますか。

A. 振り込みできません。振込先口座は、必ず申請者名義（個人）の口座を記入してください。

Q14. ゆうちょ銀行の店名・口座番号はどうやって確認できますか。

A. ゆうちょ銀行の通帳に印字された他金融機関からの振込の受取口座用の「店名」・「口座番号」を確認してください。「記号」・「番号」ではありません。

ゆうちょ銀行の店名・口座番号の通帳記載例

【店名】一九八 【店番号】198 【口座番号】0123456

【店名】一九八(読みイチキユウハチ) 【店番号】198 【口座番号】0123456	カード紛失センター 0120-794889 通常貯金ご利用の上限額 10,000,000円
この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください。 【店名】一九八(読みイチキユウハチ) 【店番】198【預金種目】普通預金【口座番号】0123456	

Q15. ゆうちょ銀行以外の店名・口座番号はどうやって確認できますか。

A. 銀行の通帳や、キャッシュカードに印字された番号をご確認ください。

5 問合せ先

東京都私学就学支援金センター 奨学給付金担当

☎03-5206-7925(土日・祝日・年末年始を除く 9:15~17:00)

※時間帯によってはつながりにくい場合がございます。

東京都私学財団

検索

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>

※ご提出いただいた個人情報は、在学する学校法人、(公財)東京都私学財団及び東京都が共有します。

個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報の取り扱いについて」をご参照ください。

6 送付用ラベル ~切り取り、封筒に貼付してご利用ください~

(キリトリ線)

〒162-8799
牛込郵便局留
(公財) 東京都私学財団
奨学給付金担当 行

収入名	
住所	〒□□□-□□□□

チェック欄 ※提出前にご確認ください。

奨学給付金（家計急変）受給申請書 Ⓐ

署名欄に署名はしましたか？
 所得状況の確認欄及び課税証明書等の添付の確認欄にチェックをしましたか？
 振込先口座の名義人は申請者本人のものですか？
 別紙「家計急変の状況確認書」を添付しましたか？

家計急変の状況確認書（別紙1）

住民票（コピー可）
 世帯全員及び続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないものですか？
 申請日前3ヶ月以内の発行のものですか？

家計急変の発生事由を証明する書類（該当する書類が無い場合は下記「家計急変後の収入を証明する書類」に代えることも可能です。）

家計急変前の収入等を証明する書類
 令和6年度住民税課税証明書（コピー可）
 扶養人数（内訳）の記載があるものですか？
 申請日前3ヶ月以内の発行のものですか？

家計急変後の収入を証明する書類（下記のうち1つ以上）
 給与明細書（自営業の方は収入が分かるもの）
 税理士作成の申告書
 家計急変の発生に関する申立書

上記の各書類を角2（A4サイズ）の封筒に折らずに入れ、(公財) 東京都私学財団宛に特定記録郵便でお出しください。